

# 6月は環境月間です

# STOP! 地球温暖化

未来の子供たちのためにできることから始めよう

地球を取り巻く環境は、空気・水・土などが微妙なバランスを保ちながら形成されています。そして人間は、この地球環境の大きな恵みに支えられ健康で文化的な生活を送ることができるのですが、人間の活動が環境の浄化能力を超えた負荷を与えてしまったため、現在、環境破壊が進んでいます。地球温暖化もその一つです。

## Q 地球が温暖化したらどうなるの？

21世紀末までの気温の上昇

・もともと高い場合3・5℃

海面が1以上上昇

海面が50以上上昇

### 一般的影響

- ・平均2℃
- ・水害や渇水などの増加
- ・気温変化による植物や動物の絶滅
- ・農業の大幅な生産量の低下
- ・砂浜の浸食
- ・マラリアなどの病気の増加

### 山口県への影響

- ・海面が1以上上昇の場合
- ・砂浜の全部が水没

## Q どうしたら防げるの？

地球の温暖化は、エネルギー消費に伴う二酸化炭素の排出と密接な関連を持っており私たちの日常生活や事業活動等を通じて地域から排出されているのでひとり一人が暮らしや事業活動の中で取り組んでいくことが求められています。

## 身近な取組事例

- ・家電はコンセントから抜く
  - ・スイッチはこまめに切る
  - ・エアコンは適温で使う
  - ・冷蔵庫の中身は適量を入れる
  - ・ガス瞬間湯沸器の種火を消す
  - ・掃除機のゴミはこまめに捨て、フィルターも掃除する
  - ・買い物には自分の袋を準備していく
  - ・ティップルや食器拭きにはティッシュじゃなくて布巾を使う
  - ・ものを買うときは、本当に必要な物か、使用後はどんなゴミになるか考える
  - ・物を使っているときは、途中で捨てないで、最後まで使いきる
  - ・近いところは徒歩や自転車で行く
  - ・車のアイドリングや空ふかしをしない
- これらを実践すると温暖化防止だけでなく、家計の無駄な支出も防止できる効果があります

## 野焼き等の禁止について

平成13年4月から野外で廃棄物を焼却することが原則禁止になりました。

ただし次の場合は除かれます。

- ① 国または地方公共団体が施設管理のために行う場合（河川、海岸、道路の管理の野焼き）
- ② 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防・応急対応・復旧のため行う場合
- ③ 風俗慣習上または宗教上の行事のため行う場合（どんど焼

き等）

④ 農業、林業、漁業を営むためやむを得ない場合（稲わら、伐採枝、漁網に付着した海産物等の焼却）「ただし、届け出の必要なものもあります」

⑤ 日常生活を営むため通常行う軽微なもの（たき火、キャンプファイヤー等）

※違反すると3年以下の懲役又は300万円以下の罰金が科せられます。

## ゴミの不法投棄はやめましょう

平成13年4月から不法投棄をした人の罰則が強化されました。5年以下の懲役又は1千万円以下の罰金が科せられます。不法投棄を見つけたらすぐに

連絡してください。他人の土地に捨てているのを見つけたときも車のナンバーをメモしてお知らせください。みんなが不法投棄を防止しましょう

## 「生」ゴミを堆肥に「あなたもやってみませんか」電動生ゴミ処理機の購入補助制度

ゴミの減量・資源化の一環として電動生ゴミ処理機の購入に対して補助します。平成14年度補助台数は100台です。申請書の先着順に受け付けます。

●補助金額 20,000円

- 補助対象機種 バイオ処理方式
- 対象 電動生ゴミ処理機を市内の販売店で購入する市内居住者
- 申し込み先 環境対策係

●お問い合わせ 市民生活課・環境対策室

☎23・1134